

2019年1月31日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

<「平成31年度税制改正」について>

○わが国の現状を踏まえれば、格差是正に向けた所得再分配機能の強化や、持続可能な社会保障の安定財源確保に向けた税制の抜本改革は喫緊の課題であり、これまでの税制調査会においても論議されてきた。しかし、政府案の内容からは、そうした課題に真正面から取り組む姿勢を窺うことができず、残念といわざるを得ない。金融所得に対する課税強化、人的控除の税額控除化など、これまで税制調査会で取り上げられてきた点について、議論を深掘りする必要があると考える。

○改正案では、非婚のひとり親に対する個人住民税での非課税措置の導入が盛り込まれているが、税負担の水平的公平に鑑みれば、本来は寡婦・寡夫控除の適用に向けた検討がなされるべきと考える。そのうえで、税制調査会として、この件に限らず、税における公平性を確保する観点から、性やライフスタイルに中立な制度に向けた諸課題の抽出・検討を行うべきである。

<消費税率の引き上げについて>

○社会保障の安定的な財源確保に向け、本年10月に予定されている消費税率の引き上げは着実に実施すべきである。しかし、導入が予定されている軽減税率制度は、高所得者ほど恩恵を受ける制度であることに加え、対象品目の線引きをめぐる混乱が懸念されるなど、将来に禍根を残すものとする。逆進性対策は、低所得者に対する給付付き税額控除など真に効果的・効率的なものとするべきであることを改めて強調しておく。

<今後の議論に向けて>

○以上の点を含め、税制調査会として、持続可能で包摂的な社会の実現に向けて、税の公平性を確保しつつ所得再分配機能と財源調達機能を回復させるべく、あるべき税制のグランドデザインを示すための議論を進めていくことが重要であるとする。

以 上